

## 4 報酬関係通知の改正案

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）／212
- 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて（平成12年老企第39号）／250
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）／253
- 特定診療費の算定に関する留意事項について（平成12年老企第58号）／299
- 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年老企第34号）／346